

岩手県告示第 817 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、久慈市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町、九戸郡野田村
- 2 基本測量を実施する期間 平成 18 年 7 月 27 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（精密地形調査）